

令和2年6月18日

関係各位 殿

再生債務者株式会社レナウン  
管財人 永 沢 徹

## DIPファイナンス（融資枠の設定）のご報告

謹啓 時下益々ご清栄の段お喜び申し上げます。

弊社は去る5月15日に民事再生手続の決定が発令されて以来、本日に至るまで、皆様方に変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げますとともに、一方で多数のありがたい励ましのお言葉をかけていただきましたことなど、誠に有り難く、管財人団および社員一同、衷心より厚く御礼申し上げます。

本日、弊社は、株式会社三井住友銀行（以下「SMBC」といいます）から、DIPファイナンス（注）として、融資枠の設定（極度額20億円）を受けました。

弊社は、今後、スポンサーを選定し、適切な再生計画を策定して事業再生の道筋をつけるまでの間、運転資金を確保して、その事業価値を維持するために、万が一の不測の資金需要が生じた場合に備え、短期的に資金を確保できる体制を整える必要があったところ、SMBCからかかる趣旨をご理解頂き、DIPファイナンスによる融資枠の設定を頂けたものです。

今後とも、皆様のご理解とご協力を得て、弊社の再建に邁進する所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

（注）DIPファイナンスとは、米国において連邦倒産法第11章手続に入った企業（DIP:DEBTOR IN POSSESSION（占有継続債務者：法的手続後も原則として債務者が業務を執行））への与信（ファイナンス）を指す。日本では、法的手続申立を行った企業に対する融資を一般的にDIPファイナンスと呼びます。